第二十九条の二第一項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第二項中「附近」を「付近」に、「横切つて」を「横切って」に改め、同条第五項中「入つた」を「入った」に改める。

第二十九条の三第一項及び第二項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第三項中「あつた」を「あった」に改める。

第二十九条の五第一項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第二項中「あつた」を「あった」に改める。

第三十一条中「雑種船」を「汽艇等」に改める。

第三十三条第一項から第五項までの規定中「あつては」を「あっては」に改め、同条第六項中「あつた」を「あった」に改める。

第三十三条の二第一項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第二項中「あつた」を「あった」に改める。

第三十四条中「さん橋にけい留中」を「桟橋に係留中」に、「けい留してはならない」を「係留してはならない」に改める。

第三十五条中「あつては」を「あっては」に改める。

第三十六条の見出し中「びよう泊」を「びょう泊」に改め、同条中「びよう泊する」を「びょう泊する」に、「双びよう泊」を「双びょう泊」に改める。

第三十七条中「雑種船」を「汽艇等」に改める。

第三十八条第一項第三号中「近寄つて」を「近寄って」に、「行き会つた」を「行き会った」に、「右げん」を「右舷」に改め、同項第四号中「右げん」を「右舷」に改め、同項第五号中「さかのぼり」を「遡り」に改め、同条第二項中「あつては」を「あっては」に改める。

第三十九条中「雑種船」を「汽艇等」に改める。

第四十条第一項及び第二項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第三項中「あつた」を「あった」に改める。

第四十二条の見出し中「びよう泊」を「びょう泊」に改め、同条中「びよう泊し」を「びょう泊し」に改め、同条第二号中「失つた」を「失った」に改める。

第四十三条第一項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第二項中「あつた」を「あった」に改める。

第四十六条第一項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第二項中「あつた」を「あった」に改める。

第四十七条第二項中「けい留する」を「係留する」に改め、同条第三項中「けい留施設にけい留してはならない」を「係留施設に係留してはならない」に改める。

第四十八条の見出し中「びよう泊」を「びょう泊」に改め、同条中「びよう泊し」を「びょう泊し」に改め、同条第二号中「失なつた」を「失った」に改める。

第四十九条の見出し中「びよう泊」を「びょう泊」に改め、同条中「びよう泊し」を「びょう泊し」に改め、同条第二号中「失つた」を「失った」に改める。

第五十条第一項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第二項中「あつた」を「あった」に改める。

別表第一中「けい留施設」を「係留施設」に、「けい留する」を「係留する」に改める。

別表第一留萌の部第一区の項、同表京浜の部東京区第一区の項及び同部横浜区第一区の項並びに同表横須賀の部中「雑種船」を「汽艇等」に改める。

別表第一敦賀の部第一区の項中「附近」を「付近」に改める。

別表第一清水の部第一区の項中「雑種船」を「汽艇等」に改める。

別表第一宮津の部第二区の項中「雑種船」を「汽艇等」に、「沿岸附近」を「沿岸付近」に改める。

別表第一舞鶴の部中「雑種船」を「汽艇等」に改め、同部第三区の項中「沿岸附近」を「沿岸付近」に改める。

別表第一徳山下松の部第一区の項及び第二区の項中「雑種船」を「汽艇等」に改め、同部第四区の項中「雑種船」を「汽艇等」に、「沿岸附近」を「沿岸付近」に改める。

別表第一関門の部中「沿岸附近」を「沿岸付近」に改める。

別表第一坂出の部第一区の項中「雑種船」を「汽艇等」に改める。

別表第一今治の部を削り、同表松山の部の次に次のように加える。

今治	第一区	東防波堤、今治港東防波堤灯台（北緯三十四度四分二十八秒東経百三十三度二十一秒）から二百三十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶。ただし、汽艇等は、沿岸付近に限る。
	第二区	第一区及び第三区を除いた港域内海面	各種船舶及び危険物を積載した船舶
	第三区	来島山尻ノ鼻からそれぞれ百十七度及び二百五十四度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	各種船舶

別表第一三池の部第一区の項中「雑種船」を「汽艇等」に改める。

別表第二三池の部中「もつて」を「もって」に改める。

別表第四中「あつては」を「あっては」に改める。

別表第四名古屋の部北水路の項中「あつて」を「あって」に改める。

別表第四高知の部中「あつては」を「あっては」に改める。

附　則

この省令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年十一月一日）から施行する。

告　示

○総務省告示第三百十四号

都県の境界にわたる市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第三項の規定により、東京都町田市と神奈川県相模原市との境界を次のとおり変更したので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の境界変更は、平成二十八年十二月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十八年八月二十五日

総務大臣　山本　早苗

神奈川県相模原市から東京都町田市に編入する区域

相模原市中央区宮下本町二丁目二二七四の二、二二八三の一の一部、二二八三の二の一部、二二八四の一から二二八四の九まで、二二八八の二の一部、二二八九の三の一部、二二九〇の三の一部、二二九一の四の一部、二二九二の二の一部、二二九四の一部、二二九五の七の一部、二二九六の三の一部、二三〇〇の二の一部、二三〇一の二の一部、二三〇二の一部、二三〇三の一部、二三三三から二三三五までの各一部、二三四二の四の一部、二三四三の一部、二三四四の一部及び二三五四の一部並びに宮下本町三丁目一八〇一の一から一八〇一の八まで、一八二六の二の一部、一八二七、一八二八の一から一八二八の五まで、一八二九の二の一部、一八三〇の二の一部、一八四一、一八四二の二の一部及び一八五三並びに緑区東橋本三丁目四九六の一、四九六の二の一部、五一三の一の一部、五一三の一四の一部、五一三の二四の一部及び五一四の一の一部並びに東橋本四丁目一一六二の一部、一一六九の二の一部、一一七〇の一から一一七〇の八まで、一一七一の三の一部、一一七二の四の一部、一一七三の二、一一七三の三の一部、一二八六の一部、一二八七の四の一部、一二九〇の一の一部、一二九〇の三の一部、これらの区域に隣接介在する道路及び水路である国有地の一部並びに中央区宮下本町二丁目二七三、二二七九、二二八〇の二、二二八一の二、二二九五の四、二二九五の七、二三〇一の一、二三二三の二、二三三四、二三五五の七及び二三五五の八並びに宮下本町三丁目一七七〇の三、一七九九の七、一七九九の九、一八〇〇の二、一八〇二の一、一八〇二の二、一八〇五、一八〇六、一八〇八の一、一八〇九の一、一八〇九の二、一八二五の二、一八四二の一、一八五二、一